## 電磁的記録の開示の方法

八千代市における個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

- 第1 録音テープに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。
  - 1 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
  - 2 当該録音テープを光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 第2 ビデオテープに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。
  - 1 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
  - 2 当該ビデオテープを光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 第3 第1及び第2に該当しない電磁的記録に記録されている場合には、次に掲げる方法 により開示の実施を行う。
  - 1 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
  - 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
  - 3 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取又は視聴(市の機関が保有する専用機器により再生可能な場合に限る。)
  - 4 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付